大型免許等取得費用助成金交付要綱

(公社) 秋田県トラック協会

(目的)

第1条 この要綱は、秋田県トラック協会(以下「秋ト協」という)の会員事業者の従業員が、大型免許等を取得する場合に、その費用の一部を助成することによって、業界内におけるドライバー確保と人材開発に資することを目的とする。

(助成対象)

第2条 会員事業所の従業員として雇用されている者が、大型免許、中型免許(中型8tの限定解除を除く)、準中型免許、けん引免許(中型・大型に限る)を取得する場合に、その費用の一部を助成する。

(助成期間)

- 第3条 実施期間は、平成29年4月1日から平成30年2月末日までとし、 この間に費用を支払い免許を取得した者とする。
 - 2. その年度において、予算額に達した時点で事業の終了とする。

(助成金額)

第4条 会員事業者の従業員が、免許を取得した場合に次のとおり助成する。

2.	大型免許	1名	100,000円
	中型免許	1名	50,000円
	準中型免許	1名	50,000円
	けん引免許	1名	50,000円

- 3. 補助の対象とするものは、教習所の費用とする。
- 4. 助成額は経費の半額とし、1名当りの限度額は上記の通りとする。 1名で複数取得の場合は二つまでとする。
- 5. 補助額について1,000円未満の端数は切り捨てとする。
- 6. 1社の限度額を20万円とする。
- 7. 国から助成金を交付されている場合は助成金を交付しない。

(助成方法)

第5条 助成を受けようとする場合は、事前に「大型免許等取得費用助成金交付申請書(事前申請)」に所要事項を記入の上、秋ト協へ提出する。

(助成金の交付請求)

- 第6条 取得が完了したときは、「大型免許等取得費用助成金交付申請書(実 績報告書・助成金請求書)」により秋ト協へ申請しなければならない。
 - 2. 前項の定める請求書には、在籍証明書(3カ月以内のもの)、健康保険証の写し、取得した免許証の写し、領収書の写しを添付しなければならない。

(助成金の交付)

- 第7条 秋ト協は、助成金の交付請求があった場合に、その内容を審査し適 正と認めたときは助成金を交付する。
 - 2. 助成金は、原則として会員会社の口座へ送金するものとする。

(助成金の返還)

第8条 補助金を受けた者が、補助金を受けた日から1年間その会社に在籍 しなかった場合は、秋ト協は補助金の返還を求めることができるも のとする。

《附則》

- 1.この要綱は平成22年5月20日から適用する。
- 2.平成23年5月24日改正、同年4月1日から実施する。
- 3.平成24年5月23日改正、同年4月1日から実施する。
- 4.平成25年5月29日改正、同年4月1日から実施する。
- 5.平成26年5月22日改正、同年4月1日から実施する。
- 6.平成27年5月25日改正、同年4月1日から実施する。
- 7.平成28年5月25日改正、同年4月1日から実施する。
- 8.平成29年3月21日改正、同年4月1日から実施する。